

国民健康保険加入者(40〜75歳未満)の皆さん 年に1回は「特定健康診査」を 受けましょう!

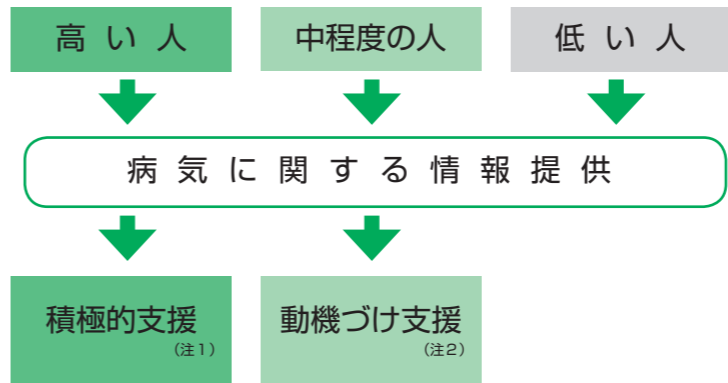
健康診査(健診)の受診は、日ごろの生活習慣を見直したり、病気の早期発見のきっかけとなります。生活習慣を改善することで生活習慣病の発症予防につながり、また早めの治療によって重症化を防ぐこともできます。

年に1回の健診受診を心がけましょう。
※特定健診は満75歳の誕生日の前日まで受診できます。満75歳以上の人は、健康診査を受診できます。

特定健康診査・ 特定保健指導の流れ

図① 特定保健指導の実施

生活習慣の改善の必要性が…



1. 受診券の送付

受診券は、5月下旬ごろ郵送します。

内容をご確認の上、健診当日まで大切に保管してください。

2. 健診の受診

6月1日(火)〜12月31日(金)の期間に、集団健診、または医療機関での健診等で受診することができます(表①参照)。

▽基本の検査項目：身体計測、

血圧測定、尿検査、血液検査(脂質、血糖、肝機能)
▽詳細な検査項目：心電図、貧血検査、眼底検査
※心電図、貧血検査、眼底検査は、国民健康保険加入者は全員実施します。ただし、医療機関で受診の場合、眼底検査は医師の判断によりります。

3. 結果通知

受診者全員に、健診の判定結果をお知らせします。

※要治療の人には、医療機関への受診が勧められます。

4. 特定保健指導

健診の結果、該当者には、医師や保健師、管理栄養士など専門家による生活習慣改善のための助言や支援が行われます(図①参照)。

① 積極的支援：健診判定の改善に向けた取り組みが実践できるよう継続的に支援

② 動機づけ支援：生活習慣の改善点などに気づき実行できるよう支援

市特定健康診査等実施計画における特定健診の受診率は、今

表① 特定健診の実施会場など

健診の種類	事前申込	実施会場・医療機関	料 金	
			40〜69歳	70〜74歳
集団健診	不要	各地区会場(16〜23ヶ)	1,300円	600円
個別健診	必要	市内・吉備中央町内の18医療機関(14ヶ)	2,000円	1,000円
		市内の6医療機関(12ヶ)	一般検診	5,000円

※実施会場・医療機関の詳細、集団健診の日程、短期人間ドックの検査項目は、愛育委員を通じ配布している「すこやか家族の健康カレンダー」をご覧ください。()内は健康カレンダー該当ページ。
※吉備高原リハビリテーションセンターでは実施できなくなりました。

年度は49・0%、第1期計画最終年度の平成24年度は65・0%を目標としています。
なお、20年度実績は24・3%、21年度見込みは21・8%となっています。
■問い合わせ 保険課(☎②10258)、健康づくり課(☎②10267)

子宮がん検診の個別検診が始まります

今年度から子宮がん検診が、集団検診(地区会場での検診)、個別検診(市指定医療機関での検診)のいずれかを選んで受診できるようになりました。

◎集団検診での受診

受診票兼問診票に記入し、検診会場へお越しください(当日発行もできます)。

▽受診料金：1000円、70歳以上は無料

※日程は「すこやか家族の健康カレンダー」を参照ください。

◎個別検診での受診

市指定医療機関へ電話予約の上、健康保険証と受診票兼問診票を持参し、受診してください。

受診票兼問診票がない場合は、健康づくり課か各地域局で受け取って提出してください。

▽受診料金：20〜69歳2100円、70歳以上700円

▽検診期間：6〜12月

▽市指定医療機関：尾島クリニック(☎②2385)、成羽病院(☎④3111)

ご利用ください!女性の がん検診受診クーポン券

乳がん・子宮がんは、定期的な検診受診により早期に発見・治療することで、治療後も生活の質を下げることなく生活できるといわれています。

より多くの人に受診していただくため、市の検診で利用できる無料クーポン券を、対象年齢者に5月末ごろ郵送でお届けします。ご利用ください。

受診の際には、必ずクーポン券を持参してください(受診後の払い戻しはできません)。

なお、乳がんマンモグラフィ(※)の受診を希望する人は、必ず事前の申し込みが必要です。

(※)乳がんの早期発見のために行う乳房のX線撮影検査

▽対象者 平成22年4月1日現在

▽子宮がん検診：20・25・30・35・40歳

▽乳がん検診：40・45・50・55・60歳

■問い合わせ 健康づくり課健康増進係(☎②10267)

平成22年度から

倒産・解雇等で失業した人の 国民健康保険税が軽減されます

平成22年4月から、倒産や解雇、雇止め等の理由により失業した人への国民健康保険税(国保税)の軽減措置が設けられました。

▽対象者

平成21年3月31日以降に離職した65歳未満の人で、離職の翌日から翌年度末までの期間に、次の該当者として失業等給付を受ける人

- (1) 雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇等による離職)
- (2) 雇用保険受給資格者証の離職理由コードがNo.11・12・21・22・31・32の人
- (3) 雇用保険の特定理由離職者(雇止め等による離職)：同資格者証の離職理由コードがNo.23・33・34の人

▽軽減額

軽減は前年の給与所得を100分の30として保険税を算出し、7月の保険税決定時に軽減します。また、高額療

養費などの給付基準も変更になる場合があります。

▽軽減期間

離職の翌日から翌年度末まで雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※途中で就職しても、国民健康保険加入中は引き続き対象となりますが、会社の健康保険への加入等で脱退した場合には終了します。

▽経過措置

制度開始前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職した人については、平成22年度に限り、国保税の軽減措置が受けられます。

※平成21年度分は対象外

▽届出先 税務課

▽届出に必要なもの

雇用保険受給資格者証、印鑑、国民健康保険被保険者証
■問い合わせ 税務課市民係(☎②10214)、保険課健康保険係(☎②10258)